

日ラグ協発第 13-385 号  
平成 25 年 9 月 18 日

関東ラグビーフットボール協会  
会 長 貴島 健治 様  
関西ラグビーフットボール協会  
会 長 坂田 好弘 様  
九州ラグビーフットボール協会  
会 長 徳田 昇 様

(公財)日本ラグビーフットボール協会  
専務理事 矢部 達三



「競技規則 9.B.1」についてのルーリング 2013-1 (競技規則の確認)  
(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、競技規則につきまして、IRB よりこのほど、下記の通りルーリングに関する通達が出されました。

日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。

貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

アイルランド協会からの競技規則 9.B.1 に関するルーリング要請

キッキングティー以外のアイテムまたは道具の使用について。

競技規則 9.B.1 (d)

(d) キッカーは、ボールを直接地面に置いても、砂、おがくずまたは協会が承認したキック用のティーを置いても良い。

キッカーが、蹴る足とは反対の足を置く位置を示す、あるいは、ボールとゴールポストの照準を合わせるためにボールとゴールポストをまっすぐに見えるよう、別のマーカーを使用している事例がみられる。

これらの追加的補助は、競技規則から外れるものとする。

ラグビー委員会の指定メンバーによるルーリング:

競技規則は、キッキングティール、または、砂を使ってボールを蹴るために高い位置に置くことを認めている。その他の器具、砂、あるいは、道具を、キッカーの補助に使用することはできない。

以上